

### 第3部 資料編

#### 1. 国家秘密法案新旧対照表

国家秘密法・原案 (85年6月国会提出, 85年12月廃案)

国家秘密法・修正案 (「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」) (86年5月)

**第1条 (目的)** この法律は、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする。

**第2条 (定義)** この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう。

**第1条 (目的)** この法律は、防衛秘密の保護に関する措置を定めるとともに、外国に通報する目的をもって防衛秘密を探知し、若しくは収集し、又は防衛秘密を外国に通報する行為等を処罰することにより、これらのスパイ行為等を防止し、もって我が国の安全に資することを目的とする。

**第2条 (定義)** この法律において「防衛秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文章、図画または物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう。

2 この法律において「不当な方法」とは、法令に違反し、対価を供与し、偽計を用い、又は秘匿状態にある文書、図画等をみだりに開披する等社会通念上是認することのできない方法をいう。

**第3条（国家秘密保護上の措置）** 国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たり、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

**第4条（罰則）** 次の各号の1に該当する者は、死刑又は無期懲役に処する。

1 外国（外国のために行動する者を含む）

**第3条（防衛秘密保護上の措置）** 国の行政機関の長は、その取り扱う防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を防衛秘密として指定しなければならない。ただし、その指定に当たっては、いやしくも防衛秘密に属しないものを指定するようなことがあってはならない。

2 国の行政機関の長は、前項の規定により防衛秘密として指定した事項又は文書、図画若しくは物件について常に点検を行ない、我が国の防衛上秘匿する必要がなくなったとき、又は公になったものがあるときは、速やかに、その指定を解除しなければならない。

3 国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、防衛秘密について、取扱責任者及び取扱者を定め、標記を付し、関係者に通知する等防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

4 前項の措置を講ずるにあたり、国の行政機関の長は、防衛秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し防衛秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

5 防衛秘密を取り扱う者は、これが漏れることのないよう最大の注意をしなければならない。

**第4条（罰則）** 次の各号の1に該当する者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

1 外国（外国のために行動する者を含む）

以下この条、次条及び第6条において同じ。)に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報して我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

- 2 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

**第5条** 次の各号の1に該当する者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

- 1 外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報したもの
- 2 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報したもの
- 3 前条第1号又は第2号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

**第6条** 次の各号の1に該当する者は、2年以上の有期懲役に処する。

- 1 外国に通報する目的をもって、国家秘密を探知し、又は収集したもの
- 2 前条第1号又は第2号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報したもの

以下この条及び次条において同じ。)に通報する目的をもって、又は不当な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した防衛秘密を外国に通報したもの

- 2 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を外国に通報したもの

**第5条** 次の各号の1に該当する者は、2年以上の有期懲役に処する。

- 1 外国に通報する目的をもって、防衛秘密を探知し、又は収集したもの
- 2 前条第1号又は第2号に該当する者を除き、防衛秘密を外国に通報したもの

**第6条** 次の各号の1に該当する者は、10年以下の懲役に処する。

- 1 不当な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集したもの
- 2 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務によ

**第7条** 次の各号の1に該当する者は、10年以下の懲役に処する。

- 1 不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集したもの
- 2 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を他人に漏らしたもの

**第8条** 前条第2号に該当する者を除き、国家秘密を他人に洩らした者は、5年以下の懲役に処する。

**第9条** 第5条（同条第3号に係る部分を除く）及び前3条の未遂罪は、罰する。

**第10条** 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、2年以下の禁固又は20万円以下の罰金に処する。

2 前項に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らした者は、1年以下の禁固又は10万円以下の罰金に処する。

**第11条** 第5条（同条第3号に係る部分を除く。）の罪の予備又は陰謀をした者は、10年以下の懲役に処する。

2 第6条の罪の予備又は陰謀をした者は、7年以下の懲役に処する。

3 第7条の罪の陰謀をした者は、5年以下の懲役に処する。

り知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らしたもの

**第7条** 前条第2号に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者は、5年以下の懲役に処する。

**第8条** 前4条の未遂罪は、罰する。

**第9条** 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、2年以下の禁固又は20万円以下の罰金に処する。

**第10条** 第4条の罪の陰謀をした者は、10年以下の懲役に処する。

2 第5条の罪の陰謀をした者は、7年以下の懲役に処する。

3 第6条の罪の陰謀をした者は、5年以下の懲役に処する。

4 第7条の罪の陰謀をした者は、3年以

4 第8条の罪の陰謀をした者は、3年以下の懲役に処する。

5 第5条（同条第3号に係る部分を除く。）の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第1項と同様とし、第6条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第2項と同様とし、第7条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第3項と同様とし、第8条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治40年法律第45号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

**第12条（自首減免）** 第6条第1号、第7条第1号、第9条又は前条第1項から第4項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

**第13条（国外犯）** 第4条から第10条まで及び第11条第1項から第5項までの罪は、刑法第2条の例に従う。

**第14条（この法律の解釈適用）** この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人權を不当に侵害することがあってはならない。

下の懲役に処する。

5 第4条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第1項と同様とし、第5条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第2項と同様とし、第6条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第3項と同様とし、第7条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

**第11条（自首減免）** 第5条第1号、第6条第1号、第8条又は前条第1項から第4項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

**第12条（国外犯）** 第4条から第9条まで及び第11条第1項から第5項までの罪は、刑法第2条の例に従う。

**第13条（この法律の解釈適用）** この法律の適用に当たっては、表現の自由その他国民の基本的人權を不当に侵害することがあってはならない。

2 出版又は報道の業務に従事する者が、専ら公益を図る目的で、防衛秘密を公表し、又はそのために正当な方法により業務上行なった行為は、これを罰しない。

## 付 則

この法律は、公布の日から起算して、6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 別表（第2条関係）

- 1 防衛のための態勢等に関する事項
  - イ 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況
  - ロ 自衛隊の部隊の編成又は装備
  - ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、輸送、行動又は教育訓練
  - ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度
  - ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号
  - ヘ 防衛上必要な外国に関する情報
- 2 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項
  - イ 艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量
  - ロ 装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果
- 3 外交に関する事項
  - イ 外交上の方針
  - ロ 外交交渉の内容
  - ハ 外交上必要な外国に関する情報
  - ニ 外交上の通信に用いる暗号

## 付 則

### 別表（第2条関係）

- 1 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況
- 2 自衛隊の部隊の編成又は装備
- 3 自衛隊の部隊の任務、配備、輸送、行動又は教育訓練
- 4 自衛隊の施設の構造、性能又は強度
- 5 自衛隊の通信の内容
- 6 自衛隊の通信に用いる暗号
- 7 自衛隊の任務の遂行に必要な艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材（次号において「装備品」という。）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量
- 8 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果
- 9 我が国の安全保障に係る外交上の方針
- 10 我が国の安全保障に係る外交交渉の内容
- 11 我が国の安全保障に係る外交上の通信に用いる暗号
- 12 我が国の安全保障に係る外国に関する情報

## 2. 旧法律案と修正案の構成要件比較一覧表

(日弁連資料)

	旧法律案		(修正案)			備考		
	構成要件	刑罰規定	構成要件	刑罰規定	備考			
処罰の 基本型	1. 外国に通報する目的で、国家秘密を探知・収集した者	6条1号	2年以上の懲役	1. 外国に通報する目的で、防衛秘密を探知・収集した者	5条1号	旧法律案と同じ	「国家秘密」が「防衛秘密」とされたほかは旧法律案と全く同じ	
	2. 不当な方法で、国家秘密を探知・収集した者	7条1号	10年以下の懲役	2. 不当な方法で防衛秘密を探知・収集した者	6条1号	旧法律案と同じ	修正案2条2号に、「不当な方法」の定義規定があかれた。「国家秘密」は「防衛秘密」にされた	
	3. 国家秘密取扱業務により知得・領有した国家秘密を他人に漏らした者	7条2号	10年以下の懲役	3. 防衛秘密取扱業務により知得・領有した防衛秘密を、他人に漏らした者	6条2号	旧法律案と同じ	「国家秘密」が「防衛秘密」とされたほかは旧法律案と全く同じ	
	4. 国家秘密を外国に通報した者	6条2号	2年以上の懲役	4. 防衛秘密を外国に通報した者	5条2号	旧法律案と同じ	「国家秘密」が「防衛秘密」とされたほかは旧法律案と全く同じ	
	5. 国家秘密を他人に漏らした者	8条	5年以下の懲役	5. 防衛秘密取扱業務以外の業務により知得・領有した防衛秘密を、他人に漏らした者	7条	5年以下の懲役	単純漏示罪を削除し、新たな処罰規定をもうけた	
処罰の 混合型	6. 基本型1＋基本型4 外国に通報する目的で、国家秘密を探知・収集した者で、探知・収集した国家秘密を外国に通報した者	5条1号	無期・3年以上の懲役	6. 外国に通報する目的で、防衛秘密を探知・収集した者で、探知・収集した防衛秘密を外国に通報した者	4条1号	旧法律案と同じ	「国家秘密」が「防衛秘密」とされたほかは旧法律案と全く同じ	
	7. 基本型2＋基本型4 不当な方法で国家秘密を探知・収集した者で、探知・収集した国家秘密を、外国に通報した者	5条1号	無期・3年以上の懲役	7. 不当な方法で防衛秘密を探知・収集した者で、探知・収集した防衛秘密を外国に通報した者	4条1号	旧法律案と同じ	「国家秘密」が「防衛秘密」とされたほかは旧法律案と全く同じ	
	8. 基本型3＋基本型4 国家秘密取扱業務により知得・領有した国家秘密を外国に通報した者	5条2号	無期・3年以上の懲役	8. 防衛秘密取扱業務により知得・領有した防衛秘密を外国に通報した者	4条2号	旧法律案と同じ	「国家秘密」が「防衛秘密」とされたほかは旧法律案と全く同じ	
	9. 基本型4＋「我が国の安全を著しく害する危険」	5条3号	無期・3年以上の懲役	削除				
	10. 混合型6＋「我が国の安全を著しく害する危険」	4条1号	死刑・無期懲役	削除				
	11. 混合型7＋「我が国の安全を著しく害する危険」	4条1号	死刑・無期懲役	削除				
	12. 混合型8＋「我が国の安全を著しく害する危険」	4条2号	死刑・無期懲役	削除				
	13. 基本型1ないし5、混合型6ないし8の各未遂犯	9条				8条	旧法律案と同じ	
	14. 基本型3の過失犯 国家秘密取扱業務により知得・領有した国家秘密を過失により他人に漏らした者	10条1号	2年以下の禁固 20万円以下の罰金	防衛秘密取扱業務により知得・領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者	9条	旧法律案と同じ	「国家秘密」が「防衛秘密」とされたほかは旧法律案と全く同じ	
	15. 国家秘密取扱業務以外の業務により知得・領有した国家秘密を過失により漏らした者	10条2号	1年以下の禁固 10万円以下の罰金	削除				
	16. 混合型6、7、8の各予備・陰謀	11条1号	10年以下の懲役	予備の削除	10条1号	旧法律案と同じ	陰謀に関する限り旧法律案と全く同じ	
	17. 基本型1、4の各予備・陰謀	11条2号	7年以下の懲役	予備の削除	10条2号	旧法律案と同じ	陰謀に関する限り旧法律案と全く同じ	
18. 基本型2、3の各陰謀	11条3号	5年以下の懲役		10条3号	旧法律案と同じ			
19. 基本型5の陰謀	11条4号	3年以下の懲役		10条4号	旧法律案と同じ			
教唆・せん動	20. 混合型6、7、8の各教唆・せん動	11条5号	10年以下の懲役		10条5号	旧法律案と同じ		
	21. 基本型1、4の各教唆・せん動	11条5号	7年以下の懲役		10条5号	旧法律案と同じ		
	22. 基本型2、3の各教唆・せん動	11条5号	5年以下の懲役		10条5号	旧法律案と同じ		
	23. 基本型5の教唆・せん動	11条5号	3年以下の懲役		10条5号	旧法律案と同じ		

### 3. 「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に対する 日本新聞協会の見解

(1985年11月13日)

国政に係わる情報が広く国民に公開されることは民主主義社会にとって不可欠の重要事である。もちろん国の安全を危うくするスパイ活動を許すことはできない。しかし、「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」には、民主主義社会の根幹をなす表現の自由を制約する恐れのある多くの条項が盛り込まれている。

立法の推進者は、「報道機関の正当な取材・報道活動を妨げるものではない」と強調するが、この法案は、「外国に通報する目的」「不当な方法で探知・収集する」などの抽象的な規定が多く、本来法律に要請される精密な構成要件を欠いており、表現の自由を侵す恐れが強い。

従って、この法案の立法化には強く反対する。

#### 〔編集後記〕

学内の五つの研究所の初めての「合同研究会」が「国家秘密法案」について開かれ、貴重な成果をあげたのは、約1年前の86年1月18日であった。その報告はすでに社研月報、86年4月号で刊行され、学内外で注目された。

今回、またまた「国家秘密法修正案」なるものが、国会に提出されかねない情勢となったので、再び「修正案」なるものの合同研究会を開こうとの気運が高まり、去る86年11月22日に開くことができた。本月報はその報告である。福島所員が開会のあいさつでふれられているように、当日は、日頃お見えになれないOB、名誉教授の方々も多数お出かけ下され、戦前の経験からの関心の深さを示された。現役も頑張らなければ……。 (Y. M.)

---

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話(044)911-8480(内線33)

専修大学社会科学研究所

(発行者) 三輪芳郎

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話(03)404-2561

---